

愛知労働局発表
平成25年10月28日



	愛知労働局雇用均等室
担	室長 井上 仁
当	室長補佐 光永 圭子
	厚生労働事務官 稲葉 朝子
	電話：052-219-5509
	F A X：052-220-0573

次世代法に基づく子育てサポート企業の認定状況について
～愛知県内の企業で67社に達しました～
(平成25年9月末現在)



次世代認定マーク
(愛称：くるみん)

愛知労働局（局長 新宅友穂）では、愛知県内における「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代法」）に基づく「子育てサポート企業（くるみんマーク取得企業）」の認定状況と一般事業主行動計画策定届の届出状況について取りまとめました。（いずれも平成25年9月末現在）

愛知労働局では、引き続き、県内企業に対して子育てサポート企業の認定等に対する働きかけを行うとともに、11月から個別相談会を開催し、認定を目指す企業等への支援を実施することとしました。

1 次世代法に基づく「子育てサポート企業」の認定状況

平成24年10月から平成25年9月末までの1年間に認定を受けた愛知県内の企業は14社（うち新規認定企業は10社）であり、平成17年4月1日の法施行から平成25年9月末現在までに認定を受けた企業数は67社に達しました。（別添1、2）（注）認定を2回以上受けた企業も、1社としてカウントしています

《平成24年度10月～平成25年9月における認定企業（50音順）》

	企業名	認定年	所在地
1	株式会社 アイワット	2013年	名古屋市
2	アビームシステムズ 株式会社	2013年	名古屋市
3	エームサービス中部日本 株式会社	2013年	名古屋市
4	株式会社 ジェータックス	2013年	名古屋市
5	株式会社 玉越	2013年	名古屋市
6	中部電力 株式会社	2007、2013年	名古屋市
7	株式会社 TBエンジニアリング	2013年	豊田市
8	東海旅客鉄道 株式会社	2007、2012年	名古屋市
9	トヨタ部品愛知共販 株式会社	2013年	名古屋市
10	中日本印刷 株式会社	2013年	名古屋市
11	中日本高速度道路 株式会社	2007、2012年	名古屋市
12	名古屋眼鏡 株式会社	2010、2012年	名古屋市
13	日本ガイシ 株式会社	2012年	名古屋市
14	医療法人 深見十全会	2013年	西尾市

2 一般事業主行動計画の届出状況

次世代法により、事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための行動計画の策定、都道府県労働局への届出、公表及び労働者への周知が義務（従業員数 101 名以上の企業）又は努力義務（従業員数 100 名以下の企業）となっています。

平成 25 年 9 月末現在の届出状況は、下記のとおりとなっており、愛知労働局では、引き続き、未届企業への指導を行っていくこととしています。

平成 25 年 9 月末現在

企業規模	届出数	企業総数 ※	届出率(届出数/企業総数)
101 人以上企業(届出義務企業)	2,964	2,951	99.6 % (+0.2)
301 人以上企業	940	946	99.4 % (+0.1)
101 人以上 300 人以下企業	2,011	2,018	99.7 % (+0.3)
100 人以下企業	1,121	-	-
合計	4,072	-	-

3 次世代法に基づく認定等個別相談会を開催

愛知労働局では、認定を目指す企業に対し、認定に係る相談を受けるとともに行動計画未届出企業への相談援助を行うため、11 月から来年 3 月までの間、毎月第 1・3 木曜日と第 2・4 月曜日に認定等相談会を行います。(別添 3)

【添付資料】

別添 1：平成 24 年度下半期、平成 25 年度上半期認定企業の取組事例
(原稿は各企業で作成)

別添 2：次世代法に基づく認定企業一覧(平成 19 年 4 月から 25 年 9 月末)

別添 3：認定等個別相談会ちらし

資料 1：参考資料「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマーク認定を目指しましょう!!!」

資料 2：参考資料「子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました」

〈次世代育成支援対策推進法について〉

次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。

同法に基づく「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」）とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

行動計画について、常時雇用する従業員が101人以上の企業には、行動計画を策定し、一般への公開、従業員への周知、都道府県労働局への届け出を行うことが義務付けられています。また、常時雇用する従業員が100人以下の企業には努力義務が課せられています。

行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、都道府県労働局へ申請することにより、次世代法に基づく「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。（資料1）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/index.html> （厚生労働省HPへ）

〈子育てサポート企業の認定のメリットについて〉

認定を受けた企業は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を商品、求人広告等に表示し、子育てサポート企業であることをPRすることができます。その結果、企業イメージの向上、従業員のモラルアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着が期待できます。

さらに、平成23年度からは、雇用促進税制の一環として、認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができるとする税制優遇制度が設けられました。（資料2）